

○ 「子どもの育ちを支えるための資料」の小学校への送付については、個人情報保護の観点から留意が必要であるが、法令上の整理は以下のとおり。

① 私立保育所の場合

- ・ 個人情報保護取扱事業者（個人情報を保有する個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれかの日において5,000以上となる者）については、個人情報保護法が適用される。
- ・ ただし、個人情報の第三者提供については、法令に基づく場合は本人（保護者）の同意は不要とされており、この法令には法規的性質を有する告示も含まれると解されているため、このような性質の告示である保育所保育指針に規定した場合は、小学校への資料送付については保護者の同意は不要となる。

【参照条文】

- ◆ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）
（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合

② 公立保育所の場合

- ・ 各自治体が定める個人情報保護条例が適用される。
- ・ 多くの自治体では、法令等に定めがあるときは、本人の同意なく、個人情報を内部において利用（→公立小学校への送付）又は外部に提供（→私立小学校への送付）することができるとされており、私立保育所の場合と同様に、小学校への資料送付については保護者の同意は不要となる。

【参考例】

- ◆ 横浜市個人情報の保護に関する条例（抄）
（利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。

○ 以上より、小学校への資料送付については、個別に保護者の同意を得る必要はないが、個人情報保護法において、利用目的を公表・通知しなければならないとされていることに鑑み、個人情報が含まれる資料が小学校に送付されることについて、予め保護者に周知しておくことがのぞましい。

【参照条文】

- ◆ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）
（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。